



資金拠出に関する確認書の締結について

2026年6月26日

新潟県

東京電力ホールディングス株式会社

本日、新潟県と東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」）は、東電HDから新潟県への資金拠出に関する確認書を締結しました。

東電HDは、2025年10月16日に開催された新潟県議会連合委員会において、新潟県内の「地域経済の活性化」や「安全・安心な暮らしのための基盤整備」を推進するため、新潟県への総額1,000億円規模の資金拠出を表明しています。

本表明を踏まえ、両者間で資金拠出に関する協議を進めた結果、柏崎刈羽原子力発電所の発電電力量の実績に応じ、以下のとおり、東電HDから新潟県に対して資金を拠出することとしました。

前年度における柏崎刈羽原子力発電所の 発電電力量（送電端）の実績値（確定値）	当年度の寄附額
100億kWh以上	115億円
90億kWh以上100億kWh未満	100億円
80億kWh以上90億kWh未満	85億円
80億kWh未満	70億円

引き続き、新潟県と東電HDは、新潟県の持続的な発展や県民の安全・安心の向上に向けた取組を連携しながら進めてまいります。

以上

<別紙>確認書

[本件に関するお問い合わせ]

新潟県 知事政策局 政策企画課 原発関連安全確保・地域活性化推進室
TEL：025-280-5457

東京電力ホールディングス株式会社 新潟本部 渉外・広報部 報道グループ
TEL：025-283-7461

確認書

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、2025年10月16日に開催された新潟県議会連合委員会において、新潟県内における「地域経済の活性化」及び「安全・安心な暮らしのための基盤整備」を推進するために、新潟県（以下「新潟県」という。）に対し、総額1,000億円規模の資金を拠出し、貢献していくことを表明した。

これを受け、新潟県は、2026年2月18日に示した活用方針（以下「活用方針」という。）において、当該資金を活用し、柏崎刈羽原子力発電所の立地に伴う安全・安心の確保を第一に、安全・防災対策の実施、地域・産業の振興及び原子力災害対策重点区域の拡大に伴い必要となる取組の支援を行うこととした。

以上を踏まえ、新潟県と東京電力は、東京電力が表明した総額1,000億円規模の拠出に関し、次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

第1条 拠出の目的

東京電力は、新潟県が活用方針に掲げる使途に活用するため資金を拠出し、新潟県は、当該資金を当該使途に従って適正に活用するものとする。新潟県が拠出金の一部を柏崎刈羽原子力発電所に起因して必要となる投資事業の元利償還金に充てるために東京電力が拠出する場合には、当該資金の使途及び額を指定して拠出するものとする。

第2条 毎年の拠出額（寄附額）の決定方法等

東京電力から新潟県への資金の拠出は、寄附として行うものとし、次の各号に定める手順に従い、毎年度の寄附額を決定する。

- ① 東京電力は、新潟県に対し、毎年4月15日までに、前年度における柏崎刈羽原子力発電所の発電電力量（送電端）の実績値（確定値）を書面により提示するものとする。
- ② 新潟県は、本確認書第3条に定める寄附額設定表による寄附額の範囲内で東京電力に対して書面により、当該年度の4月末までに、当該年度の寄附額に関する意向を東京電力に示すものとする。

- ③ 東京電力は、前号に基づき新潟県から提示された書面の内容について必要な確認を行った上で、当該年度における寄附額を決定し、5月末までに書面により新潟県に寄附を申し出るものとする。

第3条 寄附額設定表

- (1) 東京電力が表明した総額 1,000 億円規模の資金の拠出について、各年度における寄附額は、前年度における柏崎刈羽原子力発電所の発電電力量（送電端）の実績値（確定値）に応じ、以下の寄附額設定表に定める額とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、2026 年度の寄附額は、初期資金として 100 億円とする。
- (3) 寄附額設定表における発電電力量の実績値の最高区分を大幅に上回る発電電力量が見込まれるような発電が可能となった場合の扱いについては、その状況が到来する時点までに別途協議する。

＜寄附額設定表＞

前年度における柏崎刈羽原子力発電所の 発電電力量（送電端）の実績値（確定値）	当年度の寄附額
100 億 kWh 以上	115 億円
90 億 kWh 以上 100 億 kWh 未満	100 億円
80 億 kWh 以上 90 億 kWh 未満	85 億円
80 億 kWh 未満	70 億円

第4条 拠出時期

東京電力は、当該年度の寄附額について、当該年度の 8 月及び翌年 2 月の 2 回に、均等に分割して、新潟県に寄附するものとする。

第5条 事情変更

本確認書締結日以降の事情の変更であって、東京電力の責めに帰すことができない事由により、柏崎刈羽原子力発電所の全部又は一部の運転が、連続して複数の年度にわたり行われなことが見込まれる場合には、新潟県及び東京電力は、当該期間における寄附額の取扱い及び寄附の再開条件その他必要な事項について誠意をもって協議するものとする。

第6条 その他

- (1) 寄附総額が1,000億円に達した後の扱いについては、寄附金の活用状況及び柏崎刈羽原子力発電所の稼働状況等を踏まえて別途協議する。
- (2) 本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈に疑義が生じた事項については、新潟県及び東京電力は、誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本確認書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各1通を保有する。

2026年 6月 26日

新潟県知事

花 角 英 世 印

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長

小 早 川 智 明 印